

令和5年6月18日

各支部
加盟団体様
会員

一般財団法人 長野県剣道連盟

一般財団法人長野県剣道連盟「体罰根絶宣言」について

一般財団法人長野県剣道連盟（以下「本連盟」という）では、各支部・加盟団体より体罰事案（体罰事案の疑いがある事案含む）の発生について報告を受けており、今年度、運動部活動の指導において、体罰の疑いがある不適切な事案が発生しました。

本来、本連盟のすべての会員は、剣道修練の心構えを基にした日々の修練により、「剣道の理念」の実践を図り、心身の健全な発達、豊かな人間性の涵養、人材育成並びに地域社会の健全な発達及び国際相互理解の促進に寄与する人材の育成を図ることを目的としてまいりました。

すべての本連盟の会員、特に指導する立場にある者はこの目的達成の為、最善の努力をしなければならぬと考えます。

そこで、本連盟は、各支部・加盟団体及び全ての会員に対して、「公益財団法人全日本剣道連盟における倫理に関するガイドライン」及び「一般財団法人長野県剣道連盟における倫理に関するガイドライン」の徹底を図るとともに、以下の宣言を周知し、体罰行為根絶の達成に向けた具体的な計画を早期に策定し、継続的な実行に努めることとします。

体罰根絶宣言

- 1 指導を受ける側を最優先に考えた指導に努め、暴力や暴言その他あらゆるハラスメントの根絶に全力を尽くします。
- 2 剣道の理念「剣の理法の修練による人間形成の道である」の実践を図り、自立及び自律した剣士の育成に努め、生涯学び続ける剣道修行を普及します。
- 3 社会に開かれた剣道の普及とその指導をめざし、社会的信頼を高める指導者及び剣士の育成に努めます。

一般財団法人長野県剣道連盟 倫理委員会
〒380-0844 長野県長野市諏訪町 503
電話 026-237-8939
FAX 026-235-8266